

“生活資金を貸して”

水俣病患者
家庭訴訟派 県と議会に陳情

水俣病患者家庭の訴訟派（二十

九世帯）の渡辺榮蔵代表らは二十一日県庁を訪れ、県と県議会あてに「患者家庭に生活資金として二十万円を貸し付けてほしい」と陳情した。

訴訟派はさる五月、水俣市に対して二百万円の補助または貸し付けを陳情しているが、十九日にも同市の浮池市長と斎所市議会議長に二十万円の貸し付けを要求する陳情書を提出している。

渡辺会長らは、松下民労部長、

大井総務部次長に会い、「水俣病で一家の柱を失った家庭は漁に出られず、患者の入院費、生活費にも困っている。裁判も長くかかる見込みであり、経済的に苦しい。

新潟県の場合年間二十万円の貸し付けを行なっている」と窮状を訴え、夏十万円、年末十万円の貸し付けを陳情した。これに対して松下民労部長は「新潟の実情を調べると研究させてほしい」と述べ

即答を避けた。